

(案)

工事等請負契約書

工事等名称 東京大学（駒場Ⅰ）コミュニケーション・プラザ軒天改修工事

工事等場所 東京都目黒区駒場3-8-1（東京大学構内）

契約金額 金 , , 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , , 円也)
(内訳別紙1のとおり)

発注者 国立大学法人東京大学 と受注者 ○○ との間において、発注者が計画する上記の工事等について、上記の契約金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、本契約及び現場説明書に従って工事等を実施するものとする。

第2条 契約期間は下記のとおりとする（設計業務を含む）。

着手 令和8年 月 日

完成 令和9年4月9日

(ただし、設計業務の履行期限は令和8年11月25日とする。)

第3条 工事期間中において、原則、土曜日及び日曜日は工事を施工しない日とし、また、平日の午後6時から午前9時までの間は工事を施工しない時間帯とする。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第4条 契約保証金は、納付する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

第5条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

第6条 請負代金は、東京大学本部経理課より2回以内に支払うものとし、請求書を受理した日の翌月の25日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第7条 完成通知書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第8条 請負代金の請求書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第9条 請負代金は、金 , , 円【請負代金の10分の4】以内の額を施工業務開始時に前払するものとする。この支払は、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月の25日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第10条 解体工事に要する費用については、別紙のとおりとする。

第11条 別記の工事請負契約基準第3第1項の「契約締結後10日以内」は「設計業務における設計図書完成後10日以内」に読み替えるものとする。

第12条 この契約について、本契約に記載がない一般的約定事項については以下によるものとする。

(1) 設計業務については、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

(2) 施工業務については、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第13条 別記の設計業務委託契約要項第34条第7項、第50条第1項、第50条第3項及び第52条第2項中の遅延利息率、工事請負契約基準第35第9項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年3.0%」である。

第14条 本契約書、現場説明書、仕様書、設計業務委託契約要項・工事請負契約基準の規定に矛盾、齟齬がある場合は、本契約書、現場説明書、仕様書、設計業務委託契約要項・工事請負契約基準の順にその解釈が優先するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

この証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 東京都文京区本郷七丁目3番1号

国立大学法人東京大学

総長

藤井輝夫

代理人

教養学部等事務部長

竹下和宏

受注者